

後期基本計画(素案)に対するパブリックコメントへの対応について

第4次基本構想後期基本計画(素案)について、平成17年11月1日から12月1日までパブリックコメント(市民意見提出手続)を実施した結果、2名の方よりご意見を頂きました。お寄せ頂いた、ご意見及び当該意見に対する市の考え方は下表のとおりです。

実施期間:平成17年11月1日～12月1日
周知方法:広報ふじみ・HPどっとふじみ・市内各公共施設へ関係書類を設置。
提案者:2名

意見内容(全文)	対応方針	理由(市の考え方)
第1章 自然と共生するまち		
素案頁 第2節 水と緑の保全と活用		
2 水と緑に親しむまちづくり		
第1章-7 (1)公園・広場の整備		
<p>第1章「第2節 水と緑の保全と活用」で、公園等の整備を考えるにあたっては、都市公園の面積だけでなく、広場等の面積も併せて見る必要がある。広場等とは、多目的広場等(12か所)、ちびっこ広場(20か所)、市民緑地(4か所)である。法制度上の位置づけは異なるが、両者の機能に大きな違いはない。</p> <p>また、広場等については、一部を除き、市民便利帳や付属の地図に掲載されておらず、子育て支援センター作成「子育て支援マップ」に掲載されている程度で、市の刊行物、市公式サイト等でも、あまり触れられていないが、周知を図るべきであろう。</p>	修正します	<p>主要事業計画の指標については、一般的に用いられている都市公園面積によるものとしていますが、市民緑地については、貸借期間が長期なものが多いことを踏まえて、現状の『都市公園面積によるもの』と『都市公園面積と市民緑地面積によるもの』をそれぞれ表記することとします。なお、広場については、賃借の内容(借主から一ヶ月前に通告があった場合、返還せざるを得ないなど)を考慮し、計上しない対応とします。</p> <p>また、広場等の周知についてですが、ホームページなどによる周知に努めていきたいと考えています。</p>
第2章 安全で快適に暮らせるまち		
第2節 道路・交通環境の整備		
3 公共交通の充実		
第2章-11 (2)東西交通新システム		
<p>富士見市の産業と流通の発展と促進を考えると、隣のさいたま市は見過ごすわけには行きません。もっとさいたま市とのパイプを強くすることも重要な課題ではないでしょうか。その為にもふじみ野駅からさいたま新都心につながる東西新交通路線の開発を東西交通新システムの促進に重ねて盛り込んで戴きたいと思えます。</p>	原文の内容 で対応します	<p>東西交通新システムに加えて道路整備についての表現を追加するという趣旨のご提案ですが、東西交通新システムの整備に道路整備に関する事も含まれることから、原文に包括されるものとして対応します。</p> <p>東西方向の都市間を結ぶ新たな広域幹線道路構想については、交通の円滑化や本市の様々な分野における活動の発展につながる有用なものと考えられます。しかしながら、幹線道路の整備やその用地を活用した新たな交通システムの構築は、ルートの設定や財源調整など様々な課題を解決する必要があります。これには、関連する自治体や関係機関との調整をまず進めていく必要があることから、現状では「関係機関への要請」という表現としたいと思えます。</p>
4 放置自転車・違法駐車対策の推進		
第2章-12 (1)放置自転車対策の推進		
<p>第2章「第2節 道路・交通環境の整備」で、放置自転車対策は、従来の手法を踏襲するようであるが、抜本的に練り直す必要がある。政策法学者・阿部泰隆氏の説を参考に条例を整備し、併せて、事業費調達のため、豊島区のように鉄道事業者へ課税する。</p> <p>放置自転車は、撤去せずに、現場で鍵をかけて留置し、交通の妨害にならない程度に整理する。自動車の車輪止め(道路交通法第51条の2)の自転車版である。1回1000円、1日200円程度の過料と保管料を請求する。悪質な場合は、罰金を科し、現行犯逮捕もできるようにする。従来の手法では、遠方の保管所へ移動されたので、面倒になり引き取りに行かない人が少なくないであろう。この手法では、そのような人の発生を予防できる。</p> <p>また、3か月も保管するのは無駄なので、保管期間を大幅に短縮する。</p> <p>ふじみ野駅西口のように自転車駐車が不足している地域では、条例の運用面で配慮する。</p>	原文の内容 で対応します	<p>まず、放置自転車に関する鉄道事業者への課税については、豊島区では、法定外目的税である放置自転車対策推進税を課税の予定ですが、現在も課税団体と納税者間で見解が対立している状況と伺っています。本市としては、沿線自治体の動向も踏まえる必要があり、当面は豊島区やその他の自治体の動向を見据えていきたいと考えています。</p> <p>次に、放置自転車を現場で留置し保管料を請求し、また罰金を徴収することについては、車輪止めを1000台以上の放置自転車につけることの作業上の問題や、その場で保管料や過料の請求や徴収業務を行うことの作業場の問題や人的配置の問題、罰金を取ることは是非など様々な問題があり、現状では実施が難しいと考えます。</p> <p>また、保管期限の短縮については、現状では、所有者への連絡などに一定期間が必要であり、撤去から返還又は処分あたり3か月の期間が適当であると考えています。</p>

意見内容(全文)	対応方針	理由(市の考え方)
第6章 市民と行政が共につくるまち		
第3節 男女共同参画の推進		
1 男女共同参画の推進		
第6章-7	<p>(3)男女共同参画推進のための条件整備</p> <p>第6章「第3節 男女共同参画の推進」で、各種審議会等の女性委員比率30%を目標としているが、これを40%とする。5年前の10か年計画で、一方の性が60%を超えない範囲という大目標を掲げ、当面の目標を女性委員30%としていたのであるから、後期も30%では志が低い。富士見市男女共同参画社会確立協議会でも、40%とする方向で議論が進んでいる。</p> <p>平成17年7月現在の30審議会等の状況では、各審議会等の女性委員比率を平均すると33.19%、30審議会等委員総数の女性委員比率は35%となっている(同協議会会議資料参照)。女性委員0のものが4、30%未満のものが7あるが、委員の選任方法等を見直すことにより改善していくことは可能であろう。</p> <p>また、今後は、女性委員の量的な充足だけでなく、質的な充実にも目を向け、肩書きだけのお飾り委員にならず、積極的に議論をリードしていける女性の選任が必要である(男性も同様)。政策立案や意思決定過程へ参画する市民のエンパワーメントが鍵となる。</p>	<p>修正します</p> <p>基本計画で従来掲げていた女性委員比率の算出については、法令・条例等に基づいた審議会のみを対象としていましたが、「富士見市審議会等の設置運営に関する指針」策定に伴い、市の要綱等に拠る検討会議等についても把握し、これも算出に含めた結果、富士見市男女共同参画社会確立協議会資料のとおり、女性委員比率が平均で30%を上回る数値となっています。今後はこの数値を基に計画することとし、次の段階に向けて目標値の引き上げを行っていきたいと考え、「施策の方向」及び「現状値・目標値」について修正します。</p>
第5節 計画的な総合行政		
1 計画的で効率的な行政運営の推進		
第6章-11	<p>(1)計画行政の推進</p> <p>第6章「第5節 計画的な総合行政の推進」で、平成21・22年度に第5次基本構想策定が計画されている。策定組織の設置等は21年度でもよいが、それに先立ち、まちづくり・市政全般についての学習(調査研究)が必要である。平成18年度から、その学習機会の提供を進める。</p> <p>短期間、限られた参加機会では、策定組織の委員以外ほとんど策定に関与しない「委員参加」、議論の深まらない「底の浅い市民参加」に陥りがちである。</p> <p>より長期間にわたる「学習から始める市民参加」を進めることにより、より多くの市民が、地域・行政の実態を把握したうえで、より深く策定にかかわることができよう。</p>	<p>原文の内容で対応します</p> <p>基本構想は、市の将来都市像とそれを実現するために、施策の基本的な方向を定めるものであり、市政の基本となるものです。このため、基本構想の策定にあたっては、公募委員を含む審議会での協議やパブリックコメントなどの市民参加により進めていきたいと考えており、具体的な検討期間は平成21・22年度の2か年を予定しています。</p> <p>また、市政への市民参加を推進していくために、市政に関する情報提供は欠かせないものと考えていますので、今後については、広報紙やホームページの一層の活用などにより市民への情報提供を充実していきたいと考えています。</p>
3 使いやすい公共施設の整備		
第6章-13	<p>(3)窓口サービスの改善</p> <p>第6章「第5節 計画的な総合行政の推進」で、ふじみ野地区出張所の設置について具体的な事業計画が示されていないが、窓口サービスの地域格差是正のため、直ちに取り組む必要がある。必ずしも単独の施設である必要はない。平成18年度から、ふじみ野交流センターに、次のような出張所機能を段階的に整備する。</p> <p>申請書類、市税、保険、年金等に関するちらし等の備え付け・配布 申請・交付書類の即時又は後日受け渡し(処理は当分の間本庁で行う) 職員による電子申請の代行(インターネットを利用できない市民の代行) 本庁職員による手続きについての説明、相談等(テレビ電話等による)</p> <p>軽易なものの説明、相談等については、交流センター職員が対応し、より複雑なものについては、本庁職員がテレビ電話等を通じて対応する。</p> <p>出張所機能の整備と併せて、郵送で申請可能なものがあること、平成18年度から段階的に電子申請が可能になることについて周知徹底を図っていく(休日開庁ニーズへも、これである程度対応できよう。)</p>	<p>修正します</p> <p>ふじみ野地区の出張所の設置については、この間、検討を進め、平成18年度に設置する方針としましたので、主要事業計画にその旨を記載します。</p> <p>また、ふじみ野地区の出張所の機能については、事務の効率化などを踏まえ、検討します。</p>

意見内容(全文)	対応方針	理由(市の考え方)
<p>第6節 自治の拡充と財政基盤の確立</p>		<p>財政基盤の確立や歳出抑制に関して下記の意見をいただいております。個別の意見に対する市の対応や考え方は下記のとおりですが、本節に対して複数いただいたことやご提案の趣旨を踏まえ、『第5節(5)民間活力の活用』及び『第6節2財政基盤の確立』について修正します。</p>
<p>2 財政基盤の確立</p>		
<p>第6章-15 (1)財源の安定的確保</p>		
<p>財政が著しく厳しいようですが、この厳しい財政の中で行政を推進していくためには、極力支出を抑えることです。一番抑えられるものは人件費ではないかと思えます。たとえば、その中でも職業を持ちながら行政に携わっていらしゃる議員の先生方の報酬を費用弁償方式にするとか、極端な改革をしないと乗り越えられないのではないのでしょうか。職員の給与は士気に影響しますからあまり削減しないほうが好ましいと思えます。</p>	<p>原文の内容で対応します</p>	<p>財政状況については、資料「財政見通し」のとおり厳しい見通しであることから、全ての事業について見直しを行い、事業の縮小や廃止、補助金、負担金、人件費の見直しなどを適切に行っていく必要があると考えています。</p> <p>ご意見をいただきました人件費については、これまで市議会議員については定数の削減を行うとともに、職員については給与の適正化を進めています。また、市長、助役等の特別職の給料の減額を平成18年度より行うこととしました。</p> <p>今後については、公務員給与構造の抜本的な改革を実施することが平成17年度の人事院勧告において打ち出されていることから、職員の給料水準の見直しや勤務実績の給与への反映を図ることなど職員の給与構造の改革を進めるとともに、定年退職者の不補充の対応(平成17年度～20年度)や報酬の見直しなどにより、市民サービスを低下させないよう配慮しながら、人件費の抑制を図っていきたく考えています。</p>
<p>第6章「第6節 自治の拡充と財政基盤の確立」に、具体的方策として、寄付募集の推進を追加し、市民からの寄付を積極的に求める(同情するなら金をくれ事業)。市民が知恵や労力を市へ提供する市民参加・協働のまちづくりの金品版である。市民の理解・協力を得るには、助役の廃止、職員の調整手当の廃止、期末手当・勤勉手当の削減、分限免職等を含め、諸経費の徹底的な節減を図る必要がある。</p> <p>市民(寄付者)が用途を指定しない一般寄付と、用途を指定する特定寄付を常時募るとともに、市が用途を示して求める特定寄付を随時募集する。</p> <p>市が用途を示して求める特定寄付は、例えば、道路、公園等の植栽、公共施設の備品・消耗品、講座、イベント等の事業費等を金銭又は現物で受け入れる。現物で受け入れる場合は、あらかじめ、仕様等を示しておく必要がある。例えば、図書館の蔵書とするための本の寄付を募る場合、何年も前の古本を大量に持ち込まれても、かえって迷惑であるから、最近1年以内に発行されたものに限り、書名を指定したり(最近のベストセラー小説、絶版のものなど)、現物と併せて装備費を金銭で寄付することを条件としたりする。</p>	<p>原文の内容で対応します</p>	<p>財政基盤の確立に向けて安定的な財源の確保が必要ですが、寄付はあくまで任意で市民の善意によるものであると考えていることや法律上の制約もあることから対応が困難であると考えています。</p> <p>なお、人件費の削減に関しては、上記の考え方をご参照ください。</p>
<p>第6章「第6節 自治の拡充と財政基盤の確立」に、具体的方策として、土地の有効活用を追加する。</p> <p>採納広場(1か所100平米程度・13か所)が特に利用されず放置されている。面積は限られているが、ポケットパーク、ミニ公共施設(NPO・市民団体の活動スペース、子育て・高齢者サロン、防災倉庫等。)の整備等により有効活用するか処分する。</p> <p>市全額出資の土地開発公社は、市の「連結子会社」として、その資産運用状況を市と一体的に見る必要がある。公社が取得し、長期間放置されている「塩漬け土地」についても、暫定的に、駐車場、資材置き場等として有料で提供する等により有効活用するか処分する。</p>	<p>原文の内容で対応します</p>	<p>採納広場とは、開発行為において提供された広場のことと思いますが、これらは開発許可制度により法や開発行為等に関する指導要綱に基づき、近隣住民の利用に供するための広場として整備されたものであるため、当該土地の売却は難しいと考えています。</p> <p>また、土地開発公社の所有地については、一部を有料駐車場として貸し付けており、それ以外の土地は、現在、公共施設として利用、又は将来道路用地・公園用地として利用される土地となっています。</p> <p>ご提案は、未利用地の処分や有効活用を図ることにより、財源の確保や資産の利用価値を高めるという趣旨であると思えます。現在、市所有の未利用地の処分などについて検討をすすめていますので、(1)財源の安定的確保の文章を修正します。</p>
<p>第6章「第6節 自治の拡充と財政基盤の確立」に、具体的方策として、住民参加型ミニ市場公募地方債発行の検討を追加する(同債については、住民参加型ミニ市場公募債(財団法人地方債協会)www.chihousai.or.jp/minimarket/参照)。</p> <p>市財政にとっては、無利息かそれに近い方がよいが、売れ残るおそれがある。個人向け国債に対抗できるくらいの商品性は必要であろう。</p>	<p>原文の内容で対応します</p>	<p>住民参加型ミニ公募債は、資金調達の多様化という面ではメリットはありますが、あくまで借入れ金であり、金融機関等に対し手数料等の支払いも生じ、また、短期間のうちに全額返済することが基本であることから市財政の現状では、ミニ公募債は余り得策ではないと考えています。なお、ご提案の趣旨は、『市の財源不足に対する対応策への工夫』も含まれていると思えますので、(1)財源の安定的確保の文章を修正します。</p>

意見内容(全文)	対応方針	理由(市の考え方)
<p>第6章「第6節 自治の拡充と財政基盤の確立」に、具体的方策として、財政学習・予算編成過程への市民参加を追加する。市の財政についての学習機会の提供と予算編成過程への市民参加により、市財政に対する市民の監視・参加を促進する。</p> <p>昨年度実施の富士見市行政経営改革指針(第4次富士見市行財政改革大綱)についてのパブリックコメント(市民意見提出手続)で、市は、予算編成過程への市民参加に消極的な回答であったが、市長・職員にやる気がないからか、市民にやる気がなさそうであるからか、その両方か。志木市では、志木市民委員会を中心に取り組まれているので、富士見市でも不可能ではないであろう。</p>	<p>原文の内容で対応します</p>	<p>まず、財政に関する学習機会の提供についてですが、これまで財政に関する情報提供としては、市の広報やホームページにより行うとともに情報公開コーナーや図書館においては予算書等の閲覧ができるようにしています。各種事業や施策を行うにあたり、財源の確保は最も重要なことから、財政に関する情報提供を充実するよう努めていきたいと考えています。</p> <p>次に、予算編成への市民参加についてですが、予算編成にあたっては市民ニーズや必要性、費用対効果などを考慮するとともに、歳入見通しを立て、限られた財源の中で編成作業を進めています。予算編成の作業は、短期間であることや議決を経て定めることなどを踏まえ、現状では、予算編成段階での市民参加による作業は難しいと考えています。</p>
<p>第6章「第6節 自治の拡充と財政基盤の確立」に、具体的方策として、市長等交際費の削減を追加し、財政状況を鑑み、市長等の交際費は、原則として、市内の団体に支出しないものとする。1件ごとの支出は高額ではないが「隠れ補助金」と見ることができる。平成18年度予算は、17年度比50%削減する。</p>	<p>原文の内容で対応します</p>	<p>市長交際費については、市長の公約として毎年度5%ずつ削減しています。また、市長等の交際費は基準に基づき支出しており、平成17年度よりホームページで公開しています。今後においても削減に努めていきます。</p>
<p>全体を通して</p>		
<p>各節に、「現状と課題」、「施策体系」、「施策の方向」と並ぶ項目として、「関連計画」を追加し、その節に関連する市の計画の名称、策定年月日、計画期間、担当課等を掲載する。また、巻末に、その一覧を掲載する。市の諸計画の内容はもちろん、その存在さえ知らない市民も少なくないであろう。素案の中で既に触れられているものもあるが、併せて、このように掲載した方がわかりやすい。</p> <p>この基本計画を入り口とし、市の諸計画の全貌を把握できるようにする。市公式サイトに掲載する際は、当該計画のページへリンクを設定する。</p> <p>国、県等の主要計画についても、掲載することが望ましい。</p>	<p>修正します</p>	<p>基本計画は、市の総合的な施策に関する計画であるため、基本計画を支える各行政分野の計画について(環境基本計画や男女共同参画2000年プランなど)の概要を一覧表で掲載します。</p>